

※健診を受診される医療（健診）機関に提示してください。

すこやか健診コース

医療（健診）機関各位

## 2020年度 全国労働金庫健康保険組合

### 『被扶養者(家族)健診』の実施について

全国労働金庫健康保険組合では、被扶養者（家族）の健康意識の向上や疾病の早期発見を目的に、健康診断の費用について、受診者一人あたり上限 15,000 円（税込み）までを支給する健診補助事業を実施しています（『すこやか健診』）。健診の受診機関については、かかりつけ医など受診者本人が任意で選択した医療（健診）機関での受診を認めております。

実施機関におかれましては、健診項目等、以下の点にご配慮頂き、健康診断の実施をお願い致します。

#### 健診項目と健診結果

貴医療（健診）機関が実施している一般的な生活習慣病健診や人間ドック、それに付加して実施するがん検診等を受診者本人の希望により、実施してください。

ただし、今年度中に 40 歳以上となる受診者については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく、「特定健診項目（基本（詳細）項目）」及び「特定健康診査質問票への記入（受診者本人が記入）」を必ず実施してください。

また、健診結果表（既往歴・自覚症状・他覚症状、担当医師名、医師の所見を含む）及び「特定健康診査質問票」を受診者本人にお渡し（ご送付）願います。

なお、労金健保では健診後の再検査や精密検査については、健診補助の対象外としております。

#### 健診費用の精算について

健診費用につきましては、全額を受診者に請求し、受領を証明する「領収証」の発行をお願いします。

その際、「領収証」の「但書」等には健診を受診した事実が分かるよう、コースや検査項目を記載してください（例：生活習慣病健診〇〇コース受診、〇〇検査費用等）。

なお、40歳以上の受診者で、内訳として「特定健康診査」分の料金が別記できる場合は、その額についても併せてご記載願います。

#### その他のお願い

受診者の希望により、労金健保の健診補助金額（15,000 円（税込み））を超過する内容（例：胃内視鏡検査・婦人がん検診等オプション検査の追加、人間ドック等）の健診を実施した場合でも、健診費用の全額を受診者にご請求いただいて構いませんが、健診の実施前に、「健診費用の総額」と「健診補助金額（15,000 円）の超過分については自己負担」となる旨を受診者にご確認くださいようお願いします。また、受診者から補助金の申請方法等についての照会がありましたら、労金健保のホームページで確認又は下記お問い合わせ先にご連絡頂くようお願いいたします。

#### 《ご不明な点などのお問い合わせ先》

全国労働金庫健康保険組合 総務事業部

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-20 第2 龍名館ビル 4F

TEL：03-5217-1018 FAX：03-5217-3115